

第三編

最高裁判所裁判官国民審査に
関する調

一 総 括

1 審査分会長及び同職務代理者に関する調

審査分会長 井 下 秀 子
職務代理者 今 井 睦

2 審査に付された最高裁判所裁判官の氏名等に関する調

氏 名	生年月日	任命年月日
深 山 卓 也	昭和29年9月2日	平成30年1月9日
岡 正 晶	昭和31年2月2日	令和3年9月3日
宇 賀 克 也	昭和30年7月21日	平成31年3月20日
堺 徹	昭和33年7月17日	令和3年9月3日
林 道 晴	昭和32年8月31日	令和元年9月2日
岡 村 和 美	昭和32年12月23日	令和元年10月2日
三 浦 守	昭和31年10月23日	平成30年2月26日
草 野 耕 一	昭和30年3月22日	平成31年2月13日
渡 邊 惠 理 子	昭和33年12月27日	令和3年7月16日
安 浪 亮 介	昭和32年4月19日	令和3年7月16日
長 嶺 安 政	昭和29年4月16日	令和3年2月8日

二 投票結果に関する調

1 投票状況に関する調

区分 市町村名	選挙当日有権者数			投票者数			棄権者数			投票率 (%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
大分市 (第一開票区)	182,652	202,674	385,326	96,432	107,187	203,619	86,220	95,487	181,707	52.80	52.89	52.84
大分市 (第二開票区)	5,227	5,902	11,129	2,896	3,287	6,183	2,331	2,615	4,946	55.40	55.69	55.56
別府市	43,098	52,716	95,814	24,823	30,794	55,617	18,275	21,922	40,197	57.60	58.41	58.05
中津市	32,795	35,672	68,467	18,722	21,050	39,772	14,073	14,622	28,695	57.09	59.01	58.09
日田市	24,952	28,431	53,383	16,035	17,848	33,883	8,917	10,583	19,500	64.26	62.78	63.47
佐伯市	27,341	32,233	59,574	15,984	18,679	34,663	11,357	13,554	24,911	58.46	57.95	58.18
臼杵市	15,138	17,061	32,199	9,139	10,197	19,336	5,999	6,864	12,863	60.37	59.77	60.05
津久見市	6,821	7,844	14,665	4,185	4,824	9,009	2,636	3,020	5,656	61.35	61.50	61.43
竹田市	8,395	9,675	18,070	5,152	5,497	10,649	3,243	4,178	7,421	61.37	56.82	58.93
豊後高田市	8,849	9,830	18,679	5,651	6,362	12,013	3,198	3,468	6,666	63.86	64.72	64.31
杵築市	11,483	12,494	23,977	6,675	7,321	13,996	4,808	5,173	9,981	58.13	58.60	58.37
宇佐市	21,523	24,410	45,933	13,146	14,659	27,805	8,377	9,751	18,128	61.08	60.05	60.53
豊後大野市	13,828	16,041	29,869	8,435	9,107	17,542	5,393	6,934	12,327	61.00	56.77	58.73
由布市	13,412	14,867	28,279	7,946	8,574	16,520	5,466	6,293	11,759	59.25	57.67	58.42
国東市	11,214	12,251	23,465	7,090	7,707	14,797	4,124	4,544	8,668	63.22	62.91	63.06
市計	426,728	482,101	908,829	242,311	273,093	515,404	184,417	209,008	393,425	56.78	56.65	56.71
姫島村	811	912	1,723	663	757	1,420	148	155	303	81.75	83.00	82.41
東国東郡	811	912	1,723	663	757	1,420	148	155	303	81.75	83.00	82.41
日出町	11,112	12,342	23,454	6,710	7,416	14,126	4,402	4,926	9,328	60.39	60.09	60.23
速見郡	11,112	12,342	23,454	6,710	7,416	14,126	4,402	4,926	9,328	60.39	60.09	60.23
九重町	3,691	4,067	7,758	2,406	2,495	4,901	1,285	1,572	2,857	65.19	61.35	63.17
玖珠町	6,094	6,602	12,696	4,042	4,186	8,228	2,052	2,416	4,468	66.33	63.41	64.81
玖珠郡	9,785	10,669	20,454	6,448	6,681	13,129	3,337	3,988	7,325	65.90	62.62	64.19
町村計	21,708	23,923	45,631	13,821	14,854	28,675	7,887	9,069	16,956	63.67	62.09	62.84
県計	448,436	506,024	954,460	256,132	287,947	544,079	192,304	218,077	410,381	57.12	56.90	57.00

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

2 点字投票に関する調

市町村名			区分	総 数	内		訳	
					有	効	無	効
大	分	市		34	34		0	
別	府	市		9	8		1	
中	津	市		5	5		0	
日	田	市		3	3		0	
佐	伯	市		4	4		0	
白	杵	市		1	1		0	
津	久	見	市	3	3		0	
竹	田	市		5	5		0	
豊	後	高	田	市	1	1	0	
杵		築	市	1	1		0	
宇		佐	市	1	1		0	
豊	後	大	野	市	1	1	0	
由		布	市	1	1		0	
国		東	市	0	0		0	
	市	計		69	68		1	
姫	島	村		0	0		0	
	東	東	郡	0	0		0	
日	出	町		0	0		0	
	速	見	郡	0	0		0	
九	重	町		0	0		0	
玖	珠	町		0	0		0	
	玖	珠	郡	0	0		0	
	町	村	分計	0	0		0	
	県	計		69	68		1	

3 仮投票に関する調

市町村名	仮 投 票 数				
	総 数	事由による内訳		受理・不受理による内訳	
		投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議がある場合	受理したもの	受理しなかったもの
大 分 市	0	0	0	0	0
別 府 市	0	0	0	0	0
中 津 市	0	0	0	0	0
日 田 市	0	0	0	0	0
佐 伯 市	0	0	0	0	0
臼 杵 市	0	0	0	0	0
津 久 見 市	0	0	0	0	0
竹 田 市	0	0	0	0	0
豊 後 高 田 市	0	0	0	0	0
杵 築 市	0	0	0	0	0
宇 佐 市	0	0	0	0	0
豊 後 大 野 市	0	0	0	0	0
由 布 市	0	0	0	0	0
国 東 市	0	0	0	0	0
市 計	0	0	0	0	0
姫 島 村	0	0	0	0	0
東国東郡	0	0	0	0	0
日 出 町	0	0	0	0	0
速 見 郡	0	0	0	0	0
九 重 町	0	0	0	0	0
玖 珠 町	0	0	0	0	0
玖 珠 郡	0	0	0	0	0
町 村 計	0	0	0	0	0
県 計	0	0	0	0	0

4 代理投票に関する調

市町村名	区分	投票当日投票所における 代理投票	期日前投票所における代 理投票	合 計
大 分 市	市	99	251	350
別 府 市	市	238	140	378
中 津 市	市	18	77	95
日 田 市	市	49	104	153
佐 伯 市	市	33	81	114
白 杵 市	市	42	37	79
津 久 見 市	市	50	13	63
竹 田 市	市	7	27	34
豊 後 高 田 市	市	8	17	25
杵 築 市	市	11	28	39
宇 佐 市	市	20	173	193
豊 後 大 野 市	市	11	27	38
由 布 市	市	78	54	132
国 東 市	市	29	19	48
	市 計	693	1,048	1,741
姫 島 村	村	6	21	27
	東国東郡	6	21	27
日 出 町	町	32	18	50
	速見郡	32	18	50
九 重 町	町	0	10	10
玖 珠 町	町	15	16	31
	玖珠郡	15	26	41
	町村計	53	65	118
	県 計	746	1,113	1,859

5 不在者投票に関する調 不在者投票の受理、不受理に関する調

市町村名	区分	投票管理者において 受理と決定し、かつ 拒否の決定をしな かったもの	投票管理者において不受理、又は拒否と決定したもの			合 計
			開票管理者において 受理と決定したもの	開票管理者において 不受理と決定したも の	計	
大 分 市		1,511	0	0	0	1,511
別 府 市		946	0	0	0	946
中 津 市		419	0	0	0	419
日 田 市		125	0	0	0	125
佐 伯 市		577	0	0	0	577
白 杵 市		212	0	0	0	212
津 久 見 市		97	0	0	0	97
竹 田 市		184	0	0	0	184
豊 後 高 田 市		157	0	0	0	157
杵 築 市		203	0	0	0	203
宇 佐 市		301	0	3	3	304
豊 後 大 野 市		270	0	2	2	272
由 布 市		278	0	0	0	278
国 東 市		118	0	0	0	118
市 計		5,398	0	5	5	5,403
姫 島 村		9	0	0	0	9
東国東郡		9	0	0	0	9
日 出 町		110	0	0	0	110
速 見 郡		110	0	0	0	110
九 重 町		41	0	0	0	41
玖 珠 町		107	0	0	0	107
玖 珠 郡		148	0	0	0	148
町 村 計		267	0	0	0	267
県 計		5,665	0	5	5	5,670

三 開票結果に関する調

1 開票状況に関する調

(総括表)

有効投票数	無効投票数	投票総数	その他	投票者総数
524,451	19,531	543,982	97	544,079

区分 裁判官氏名	罷免を可とする 投票数	罷免を可としない 投票数	記載を無効と された投票数	計
深山卓也	33,049	491,402	0	524,451
岡正晶	27,330	497,121	0	524,451
宇賀克也	30,849	493,602	0	524,451
堺徹	27,643	496,808	0	524,451
林道晴	32,473	491,978	0	524,451
岡村和美	30,667	493,784	0	524,451
三浦守	29,937	494,514	0	524,451
草野耕一	29,419	495,032	0	524,451
渡邊恵理子	27,252	497,199	0	524,451
安浪亮介	25,774	498,677	0	524,451
長嶺安政	29,863	494,588	0	524,451

区分 市町村名	深 山 卓 也				岡 正 晶			
	罷免を可 とする 投票数	罷免を可 としない 投票数	記載を無 効とされ た投票数	計	罷免を可 とする 投票数	罷免を可 としない 投票数	記載を無 効とされ た投票数	計
大分市（第一開票区）	13,577	182,747	0	196,324	11,178	185,146	0	196,324
大分市（第二開票区）	257	5,615	0	5,872	203	5,669	0	5,872
別 府 市	3,391	50,239	0	53,630	2,889	50,741	0	53,630
中 津 市	2,301	36,211	0	38,512	1,941	36,571	0	38,512
日 田 市	2,208	29,980	0	32,188	1,746	30,442	0	32,188
佐 伯 市	1,548	32,203	0	33,751	1,353	32,398	0	33,751
白 杵 市	1,072	17,799	0	18,871	833	18,038	0	18,871
津 久 見 市	422	8,329	0	8,751	378	8,373	0	8,751
竹 田 市	683	9,255	0	9,938	565	9,373	0	9,938
豊 後 高 田 市	483	11,234	0	11,717	420	11,297	0	11,717
杵 築 市	797	12,561	0	13,358	648	12,710	0	13,358
宇 佐 市	1,575	25,079	0	26,654	1,323	25,331	0	26,654
豊 後 大 野 市	1,043	15,798	0	16,841	913	15,928	0	16,841
由 布 市	987	14,962	0	15,949	765	15,184	0	15,949
国 東 市	953	13,363	0	14,316	740	13,576	0	14,316
市 計	31,297	465,375	0	496,672	25,895	470,777	0	496,672
姫 島 村	16	1,395	0	1,411	12	1,399	0	1,411
東国東郡	16	1,395	0	1,411	12	1,399	0	1,411
日 出 町	869	12,940	0	13,809	725	13,084	0	13,809
速 見 郡	869	12,940	0	13,809	725	13,084	0	13,809
九 重 町	278	4,442	0	4,720	247	4,473	0	4,720
玖 珠 町	589	7,250	0	7,839	451	7,388	0	7,839
玖 珠 郡	867	11,692	0	12,559	698	11,861	0	12,559
町 村 計	1,752	26,027	0	27,779	1,435	26,344	0	27,779
県 計	33,049	491,402	0	524,451	27,330	497,121	0	524,451

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

区分 市町村名	宇賀克也				堺 徹			
	罷免を可 とする 投票数	罷免を可 としない 投票数	記載を無 効とされ た投票数	計	罷免を可 とする 投票数	罷免を可 としない 投票数	記載を無 効とされ た投票数	計
大分市（第一開票区）	12,942	183,382	0	196,324	11,300	185,024	0	196,324
大分市（第二開票区）	244	5,628	0	5,872	210	5,662	0	5,872
別府市	3,211	50,419	0	53,630	2,905	50,725	0	53,630
中津市	2,182	36,330	0	38,512	1,964	36,548	0	38,512
日田市	1,923	30,265	0	32,188	1,803	30,385	0	32,188
佐伯市	1,487	32,264	0	33,751	1,376	32,375	0	33,751
臼杵市	948	17,923	0	18,871	848	18,023	0	18,871
津久見市	390	8,361	0	8,751	377	8,374	0	8,751
竹田市	597	9,341	0	9,938	556	9,382	0	9,938
豊後高田市	487	11,230	0	11,717	423	11,294	0	11,717
杵築市	690	12,668	0	13,358	640	12,718	0	13,358
宇佐市	1,470	25,184	0	26,654	1,349	25,305	0	26,654
豊後大野市	974	15,867	0	16,841	936	15,905	0	16,841
由布市	860	15,089	0	15,949	775	15,174	0	15,949
国東市	850	13,466	0	14,316	764	13,552	0	14,316
市計	29,255	467,417	0	496,672	26,226	470,446	0	496,672
姫島村	23	1,388	0	1,411	14	1,397	0	1,411
東国東郡	23	1,388	0	1,411	14	1,397	0	1,411
日出町	822	12,987	0	13,809	727	13,082	0	13,809
速見郡	822	12,987	0	13,809	727	13,082	0	13,809
九重町	259	4,461	0	4,720	232	4,488	0	4,720
玖珠町	490	7,349	0	7,839	444	7,395	0	7,839
玖珠郡	749	11,810	0	12,559	676	11,883	0	12,559
町村計	1,594	26,185	0	27,779	1,417	26,362	0	27,779
県計	30,849	493,602	0	524,451	27,643	496,808	0	524,451

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

区分 市町村名	林 道 晴				岡 村 和 美			
	罷免を可 とする 投票数	罷免を可 としない 投票数	記載を無 効とされ た投票数	計	罷免を可 とする 投票数	罷免を可 としない 投票数	記載を無 効とされ た投票数	計
大分市（第一開票区）	13,485	182,839	0	196,324	12,781	183,543	0	196,324
大分市（第二開票区）	232	5,640	0	5,872	227	5,645	0	5,872
別 府 市	3,285	50,345	0	53,630	3,156	50,474	0	53,630
中 津 市	2,319	36,193	0	38,512	2,114	36,398	0	38,512
日 田 市	2,111	30,077	0	32,188	2,035	30,153	0	32,188
佐 伯 市	1,571	32,180	0	33,751	1,470	32,281	0	33,751
白 杵 市	1,015	17,856	0	18,871	974	17,897	0	18,871
津 久 見 市	423	8,328	0	8,751	392	8,359	0	8,751
竹 田 市	680	9,258	0	9,938	621	9,317	0	9,938
豊 後 高 田 市	478	11,239	0	11,717	452	11,265	0	11,717
杵 築 市	757	12,601	0	13,358	702	12,656	0	13,358
宇 佐 市	1,549	25,105	0	26,654	1,451	25,203	0	26,654
豊 後 大 野 市	1,041	15,800	0	16,841	977	15,864	0	16,841
由 布 市	924	15,025	0	15,949	865	15,084	0	15,949
国 東 市	925	13,391	0	14,316	874	13,442	0	14,316
市 計	30,795	465,877	0	496,672	29,091	467,581	0	496,672
姫 島 村	16	1,395	0	1,411	15	1,396	0	1,411
東国東郡	16	1,395	0	1,411	15	1,396	0	1,411
日 出 町	874	12,935	0	13,809	823	12,986	0	13,809
速 見 郡	874	12,935	0	13,809	823	12,986	0	13,809
九 重 町	248	4,472	0	4,720	231	4,489	0	4,720
玖 珠 町	540	7,299	0	7,839	507	7,332	0	7,839
玖 珠 郡	788	11,771	0	12,559	738	11,821	0	12,559
町 村 計	1,678	26,101	0	27,779	1,576	26,203	0	27,779
県 計	32,473	491,978	0	524,451	30,667	493,784	0	524,451

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

区分 市町村名	三 浦 守				草 野 耕 一			
	罷免を可 とする 投票数	罷免を可 としない 投票数	記載を無 効とされ た投票数	計	罷免を可 とする 投票数	罷免を可 としない 投票数	記載を無 効とされ た投票数	計
大分市（第一開票区）	12,570	183,754	0	196,324	12,418	183,906	0	196,324
大分市（第二開票区）	236	5,636	0	5,872	211	5,661	0	5,872
別 府 市	3,084	50,546	0	53,630	3,111	50,519	0	53,630
中 津 市	2,118	36,394	0	38,512	2,106	36,406	0	38,512
日 田 市	1,869	30,319	0	32,188	1,825	30,363	0	32,188
佐 伯 市	1,532	32,219	0	33,751	1,403	32,348	0	33,751
白 杵 市	922	17,949	0	18,871	899	17,972	0	18,871
津 久 見 市	389	8,362	0	8,751	377	8,374	0	8,751
竹 田 市	582	9,356	0	9,938	557	9,381	0	9,938
豊 後 高 田 市	463	11,254	0	11,717	449	11,268	0	11,717
杵 築 市	665	12,693	0	13,358	666	12,692	0	13,358
宇 佐 市	1,394	25,260	0	26,654	1,371	25,283	0	26,654
豊 後 大 野 市	944	15,897	0	16,841	910	15,931	0	16,841
由 布 市	842	15,107	0	15,949	825	15,124	0	15,949
国 東 市	811	13,505	0	14,316	788	13,528	0	14,316
市 計	28,421	468,251	0	496,672	27,916	468,756	0	496,672
姫 島 村	21	1,390	0	1,411	22	1,389	0	1,411
東国東郡	21	1,390	0	1,411	22	1,389	0	1,411
日 出 町	776	13,033	0	13,809	773	13,036	0	13,809
速 見 郡	776	13,033	0	13,809	773	13,036	0	13,809
九 重 町	247	4,473	0	4,720	241	4,479	0	4,720
玖 珠 町	472	7,367	0	7,839	467	7,372	0	7,839
玖 珠 郡	719	11,840	0	12,559	708	11,851	0	12,559
町 村 計	1,516	26,263	0	27,779	1,503	26,276	0	27,779
県 計	29,937	494,514	0	524,451	29,419	495,032	0	524,451

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

区分 市町村名	渡 邊 恵理子				安 浪 亮 介			
	罷免を可 とする 投票数	罷免を可 としない 投票数	記載を無 効とされ た投票数	計	罷免を可 とする 投票数	罷免を可 としない 投票数	記載を無 効とされ た投票数	計
大分市（第一開票区）	11,232	185,092	0	196,324	10,640	185,684	0	196,324
大分市（第二開票区）	212	5,660	0	5,872	187	5,685	0	5,872
別 府 市	2,914	50,716	0	53,630	2,807	50,823	0	53,630
中 津 市	1,945	36,567	0	38,512	1,831	36,681	0	38,512
日 田 市	1,738	30,450	0	32,188	1,608	30,580	0	32,188
佐 伯 市	1,319	32,432	0	33,751	1,234	32,517	0	33,751
白 杵 市	848	18,023	0	18,871	797	18,074	0	18,871
津 久 見 市	359	8,392	0	8,751	341	8,410	0	8,751
竹 田 市	550	9,388	0	9,938	522	9,416	0	9,938
豊 後 高 田 市	425	11,292	0	11,717	393	11,324	0	11,717
杵 築 市	628	12,730	0	13,358	591	12,767	0	13,358
宇 佐 市	1,294	25,360	0	26,654	1,241	25,413	0	26,654
豊 後 大 野 市	896	15,945	0	16,841	853	15,988	0	16,841
由 布 市	749	15,200	0	15,949	697	15,252	0	15,949
国 東 市	724	13,592	0	14,316	705	13,611	0	14,316
市 計	25,833	470,839	0	496,672	24,447	472,225	0	496,672
姫 島 村	14	1,397	0	1,411	13	1,398	0	1,411
東国東郡	14	1,397	0	1,411	13	1,398	0	1,411
日 出 町	724	13,085	0	13,809	684	13,125	0	13,809
速 見 郡	724	13,085	0	13,809	684	13,125	0	13,809
九 重 町	228	4,492	0	4,720	210	4,510	0	4,720
玖 珠 町	453	7,386	0	7,839	420	7,419	0	7,839
玖 珠 郡	681	11,878	0	12,559	630	11,929	0	12,559
町 村 計	1,419	26,360	0	27,779	1,327	26,452	0	27,779
県 計	27,252	497,199	0	524,451	25,774	498,677	0	524,451

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

区分 市町村名	長 嶺 安 政			
	罷免を可 とする 投票数	罷免を可 としない 投票数	記載を無 効とされ た投票数	計
大分市（第一開票区）	12,516	183,808	0	196,324
大分市（第二開票区）	209	5,663	0	5,872
別 府 市	3,154	50,476	0	53,630
中 津 市	2,071	36,441	0	38,512
日 田 市	1,960	30,228	0	32,188
佐 伯 市	1,379	32,372	0	33,751
白 杵 市	906	17,965	0	18,871
津 久 見 市	375	8,376	0	8,751
竹 田 市	604	9,334	0	9,938
豊 後 高 田 市	435	11,282	0	11,717
杵 築 市	689	12,669	0	13,358
宇 佐 市	1,386	25,268	0	26,654
豊 後 大 野 市	955	15,886	0	16,841
由 布 市	818	15,131	0	15,949
国 東 市	863	13,453	0	14,316
市 計	28,320	468,352	0	496,672
姫 島 村	15	1,396	0	1,411
東国東郡	15	1,396	0	1,411
日 出 町	787	13,022	0	13,809
速 見 郡	787	13,022	0	13,809
九 重 町	234	4,486	0	4,720
玖 珠 町	507	7,332	0	7,839
玖 珠 郡	741	11,818	0	12,559
町 村 計	1,543	26,236	0	27,779
県 計	29,863	494,588	0	524,451

※大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

2 無効投票に関する調

区分 市町村名	点字投票以外の投票			計	点 字 投 票					計	無効投票 合 計
	正規の用 紙を用い ないもの	×の記号 以外の事 項を記載 したもの	全員につ いての記 載無効		正規の用 紙を用い ないもの	氏名のほ か他事を 記載した もの	氏名以外 の事項の みを記載 したもの	氏名を自 書しない もの	何人を記 載したか 確認しが たいもの		
大 分 市	0	7,537	0	7,537	0	0	0	0	0	0	7,537
別 府 市	0	1,980	0	1,980	0	0	1	0	0	1	1,981
中 津 市	0	1,259	0	1,259	0	0	0	0	0	0	1,259
日 田 市	0	1,695	0	1,695	0	0	0	0	0	0	1,695
佐 伯 市	0	900	6	906	0	0	0	0	0	0	906
白 杵 市	0	465	0	465	0	0	0	0	0	0	465
津 久 見 市	0	257	0	257	0	0	0	0	0	0	257
竹 田 市	0	711	0	711	0	0	0	0	0	0	711
豊 後 高 田 市	0	296	0	296	0	0	0	0	0	0	296
杵 築 市	0	637	0	637	0	0	0	0	0	0	637
宇 佐 市	0	1,148	0	1,148	0	0	0	0	0	0	1,148
豊 後 大 野 市	0	698	0	698	0	0	0	0	0	0	698
由 布 市	0	569	0	569	0	0	0	0	0	0	569
国 東 市	0	478	0	478	0	0	0	0	0	0	478
市 計	0	18,630	6	18,636	0	0	1	0	0	1	18,637
姫 島 村	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	9
東国東郡	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	9
日 出 町	0	317	0	317	0	0	0	0	0	0	317
速 見 郡	0	317	0	317	0	0	0	0	0	0	317
九 重 町	0	181	0	181	0	0	0	0	0	0	181
玖 珠 町	0	387	0	387	0	0	0	0	0	0	387
玖 珠 郡	0	568	0	568	0	0	0	0	0	0	568
町 村 計	0	894	0	894	0	0	0	0	0	0	894
県 計	0	19,524	6	19,530	0	0	1	0	0	1	19,531

最高裁判所裁判官国民審査公報

令和3年10月31日 執行



最高裁判所判事
はやし みちあき
昭和三十三年八月二日生

略歴
昭和五十五年 四月 東京都生まれ、同所で過す。東京教育大学(現・筑波大学 附属駒場中学校、同高等学校)を経て、東京大学法学部を卒業。
司法修習生
昭和五十七年 四月 以後、東京地裁、最高裁判民事部判事補任官
五月 四月 判事補任官
家地裁に勤務
平成 四年 四月 判事補任官(出向)、札幌家地裁に勤務
以後、東京地裁、最高裁判民事部判事補任官、同事務局長兼行政局長
最高裁判民事局長兼行政局長
同 二年 八月 最高裁判民事局長兼行政局長
同 三年 七月 最高裁判民事局長兼行政局長
同 五年 三月 最高裁判民事局長兼行政局長
同 六年 九月 最高裁判民事局長兼行政局長
同 八年 一月 最高裁判民事局長兼行政局長
同 十年 九月 最高裁判民事局長兼行政局長
令和 元年 九月 最高裁判民事局長兼行政局長

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和二年三月二日 第三小法廷決定
文書提出命令の申立人父の死亡について同法警察職員から鑑定嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けて当該死体の解剖の写真を写しに係る情報として記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所属する地方公共団体が所持するものは、民法法二〇〇条三号所定のいわゆる関係文書に該当する(全員一致、裁判長)

二 令和二年二月一日 第一小法廷判決
令和元年七月二日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年法律第五号による改正後の公職選挙法(四、別表第一の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたといはれない(多数意見、裁判長)

三 令和二年一月二十五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議員に対する出席停止の懲罰の適用は、司法審査の対象となる(全員一致)

四 令和二年二月二日 第三小法廷決定
(いわゆる袴田事件)についての、再審請求を棄却した原決定に審理不届の違法がある(多数意見、裁判長)

五 令和二年七月三日 第三小法廷判決
違法収集証拠として証拠能力を否定し、第一審の訴訟手続に法令違反があるとして原判決に、法令の解釈適用を誤つた違法がある(全員一致、裁判長)

裁判官としての心構え

事件に客観的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などから、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが激変から容容を迫られており、今後予想されることも念頭に置きながら、より柔軟な姿勢で事件にきき合っていくことを考えています。また、最高裁判書面審査が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫を怠りません。いま試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとって分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。



最高裁判所判事
おかむら かずみ
昭和三十三年二月三日生

略歴
昭和五十六年 四月 東京都生まれ、荒川区立尾久宮小学校・尾久八幡中学校、都立白鷗高校、早稲田大学法学部を卒業。ハーバード・ロースクール修士課程修了。
昭和五十八年 四月 司法修習生
五十九年 三月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
平成 元年 四月 米国ニューヨーク州弁護士登録
二年 五月 検事に任命(その後、法務省入国管理官、法務省大臣官房参事、金融庁証券取引等監視委員会事務局国際情報総括官、最高検察庁検事などを務める)
二六年 七月 法務省入国管理官
二八年 八月 消費者庁長官
令和 元年 一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和二年一月三十一日 第二小法廷判決
参議院(比例代表選出)議員の選挙について、いわゆる特定枠制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四三三項等に違反するものではない(全員一致、裁判長)

二 令和二年一月十八日 大法廷判決
令和元年七月施行の参議院議員連立選挙当時、公職選挙法の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたといはれない(多数意見、裁判長)

三 令和二年一月一日 大法廷判決
普通地方公共団体の議員に対する出席停止の懲罰の適用は、司法審査の対象となる(全員一致)

四 令和二年二月二日 第二小法廷決定
電磁的記録を保管した記録媒体がサイバー犯罪に関する条約の締結約任意の同意がある場合に、国際記録の複写を行うことは許される(全員一致)

五 令和二年二月四日 大法廷判決
市長が都市公園内の公有地上に孔子等を祀つた施設を所有する般社団法入に対して同施設の敷地の使用料を全額免除した行為は、憲法二〇三項の禁止する宗教的活動に該当する(多数意見、裁判長)

六 令和二年六月三日 大法廷決定
夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称するする民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要記載事項と定めた戸籍法七四四条一号の規定は憲法二四条に違反して無効であるといはれない(多数意見、裁判長)

裁判官としての心構え

裁判の最終的な責任が求められている最高裁判所の判事として、日々、重大な責任を感じております。
価値観が多様化した現代の日本では、解決が難しい紛争が増え、また、社会の複雑化、科学技術の進展等により、新しい法的問題も生じています。このような問題について、行政機関での執務がこれまでの経験を生かし、事案を多角的にとらえて論点を深く検討することを心がけて、よき妥当な判断に至りたいと考えております。
これからも、公正な裁判のために、努力を続けてまいります。



最高裁判所判事
みつうら まさもり
昭和三十三年一月三日生

略歴
昭和五十七年 四月 兵庫県神戸市生まれ、東京都大田区、小平市等で過す。麻布高等学校、東京大学法学部を卒業。
以後、東京、宇都宮、福岡、名古屋の各地検、検事に任命
昭和五十九年 四月 長野地検検事、その後、最高検検事
刑事局刑事課副課長、勤務するほか、法務省大臣官房参事官等を務める。
平成二二年 七月 那珂地検検事、その後、最高検検事
二二年 二月 法務省矯正局長
二五年 一月 最高検検察指導部長、その後、同公判部長
二九年 四月 大阪高検検事長
三〇年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和元年九月三日 第一小法廷判決
諷刺漫画における嘲笑の排他門の開放を命じた確定判決に對する国の請求について、前訴訟の共同漁獲権に係る請求の消滅した場合は異議を申し立てない(原判決を破棄して差し戻した)全員一致

二 令和二年二月八日 第二小法廷判決
トラック運転手が、会社の業務中に起こした交通事故により第三者に損害を加え、これを賠償した事案において、相当と認められる額に於いて、会社に対して求償するべきであるとして、原判決を棄却して差し戻した(全員一致、補足意見付加)

三 令和二年二月八日 大法廷判決
最大較差三〇〇倍の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定について、合憲状態、合憲とした多数意見に対し、投票価値の不均衡を違憲状態としたとする意見付加した。

四 令和三年二月二日 大法廷判決
市長が管理する都市公園内に孔子等を祀つた施設を所有する法人に対し、その敷地の使用料を全額免除した市長の行為は、憲法二〇三項に違反する(多数意見)

五 令和三年四月六日 第二小法廷判決
集団予防接種等によつてB型肝炎ウイルスに感染して発症した慢性肝炎の鎮静化後の再発による損害について、その再発の時が除菌期間の起算点となる(原判決を破棄して差し戻した)全員一致、裁判長、補足意見付加。

六 令和三年六月三日 大法廷決定
夫婦同氏制を採用する民法の規定を合憲として抗告を棄却した多数意見に対し、法が夫婦別氏の選択を認めていないこととは憲法二四条に違反する(多数意見付加)

裁判官としての心構え

そのためには、高い壁の上から見下ろすという姿勢ではなく、それぞれの当事者の立場や思いを理解し、その張に十分耳を傾ける心が、何よりも大切なことと考えています。そして、自らの良心に問いかけながら、広い視野の下で、多角的な検討と深い洞察を行うことができるように、今後とも研鑽を重ねたいと思っております。



最高裁判所判事
くさの けんいち
昭和三十三年三月二日生

略歴
昭和五三年 三月 千葉県千葉市生まれ。千葉大附属小・附属中、県立千葉高を経て、東京大学法学部卒業。四月司法修習生
五五年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
六二年 ハーバード大学修士(L.L.M.)
西村あさひ法律事務所(当時の名称「西村とさかむら法律事務所」)代表パートナー
一九九 東京大学大学院法政学研究所客員教授
二〇〇 慶應義塾大学大学院法学研究科教授
二〇一 ハーバード大学大学院法学部客員教授
二〇二 東京大学博士(法学)
最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和元年九月三日 第二小法廷判決
漁業権に基づく潮受堤防排水門の開閉請求に対する請求を認容した原判決を破棄した多数意見の結論に賛同しつつ、以下の内容の意見を述べた。(経済的利益を体化した権利漁業権はこれに於いて、(経済的利益を体化した権利漁業権はこれに於いて)に基づく物権的請求権の行使は、(権利漁業権を除去するために要する費用が除去することによって回避できる損害を上回り、かつ、請求者権者が被った損害(将来被る損害を含む)が全額償済されている場合には、別段の事由がない限り、権利濫用の理によつて抑止されるべきである)

二 令和二年二月八日 第二小法廷判決(裁判長)
連立会社の従業員が、トラック運転手が、勤務中に起こした交通事故に關して当該従業員が被害者に対して賠償金を支払った場合においては、その金額の全部又は一部を会社に對して求償し得るとする法廷意見を述べた。以上、大要として、請求者が、専従の従業員である場合、被請求者が支払った賠償金の大半を負担すべきであり、全額を負担すべき場合もあるであろう。なぜなら、賠償金の支払いを当該従業員の私的負担とするのは、同様に著しい不利益が生ずるのに対して、多数の運転手を用いて運送事業を営む会社は、変動係数の小さい、確率分布に従って発生する財務事項としてこれに合理的に対応することが可能であり、さらに、当該会社の最終的な利益帰属主体である同社の株主は、分散投資を行うことによつて自ら負担するリスクを自己の選好に応じて調整することが可能だからである。

三 令和二年九月二日 第二小法廷決定(裁判長)
業としてタトゥーの施術を行うことが医師法違反となるか否かが問われた事件において、医師法違反にはならないとする法廷意見を述べた。大要として、(一)タトゥーの露出の可否について議論を深める余地はあるとしても、(二)タトゥーの施術が医療行為にあつたという解釈をすれば、タトゥーの施術を業として行う者が本邦から消失する可能性が高い。しかしながら、健全な動機からタトゥーの施術を可能とする人も少なくないことを考えると、(三)公共空間におけるタトゥーの露出の可否について議論を深める余地はあるとしても、(四)タトゥーの施術に対する需要そのものを否定するべきではなく、そのような需要が満たされることのない社会を強制的に作り出さうとする法廷意見を述べた。以上、大要として、(一)立憲法理念に反している。

四 その他の主要な裁判
参議院議員の議員定数配分規定の合憲性が問われた令和二年一月一日大法廷判決及び選択的夫婦別氏制を採用した現行の民法及び戸籍法の合憲性が問われた令和二年六月三日大法廷決定において、それぞれ意見及び反対意見を述べた。

裁判官としての心構え

法の解釈が異なれば人々の行動が変わり、人々の行動が変われば社会のありようが変わります。司法にはこのような働きがあることを心に刻み、微力ながら、豊かで公正で寛容な社会の形成に資する判決、決定の作成に傾注したいと考えています。